

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	香美市 (392120)
地域名 (地域内農業集落名)	美良布・西川地域 (上町・本町・荳生野・小川・吉野・新田・本田・下野尻・太郎丸・橋川野・萩野・北岩改・南岩改・日ノ御子・佐敷・久保川・大谷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	245 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	245 ha
② 田の面積	192 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	53 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.9 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

水稻中心の地域であるが、全域において水路は老朽化や破損による通水障害があり、末端の農地まで配水できなくなっている所もあるため、そこから順に遊休農地化している。農道についても、ほぼ全域で幅員が狭く、農地への接道条件も悪い所が多いため農作業に手間のかかる所が多く、次の引受先が決まらない。また、水路、農道等の農業用施設の機能維持管理も中山間活動組織や多面的機能支払交付金活動組織により実施しているが、構成員の高齢化や出務者の減少により活動組織の負担が大きくなってきている。

物部川南岸の地区は土地柄、用水取水口から農村までの水路延長が長く、山中を通水しているため、土砂の流入、堆積、落石等により水路の破損や通水障害が多く、機能維持のための出役の負担も大きい。また、荒天時の水量調整も山中での作業を要するため危険であり、作業員の高齢化も進んでいることから農村維持のため、取水口、排水口での作業の省力化等の改善が喫緊の課題である。

香北町中心地区周辺の平場の農地や圃場整備を実施した農地は、認定農業者や農業法人による農地の集積が期待でき、後継者のいる専業農家もいることから当面の間は農地としての機能は維持できる見込みである。

中山間地の耕作条件の悪い農地は、耕作者の高齢化が進み、また不在地主も増加しているため、保全管理のみで有効利用できていない農地が増加しているが、農地は不整形で区画も狭いため次の引受先が見つからず、現状維持が精一杯の状態である。また、吉野、岩改、萩野、日ノ御子、西川地区ではユズ等果樹を中心に鹿、猪による鳥獣被害も多くなってきている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水路、農道等の農業用施設の長寿命化に向けて基盤整備の実施を地域内で調整していく。

美良布地区を中心に韮生米研究会と連携して米のブランド化を推進し、観光分野とも連携して開発するブランド米の普及を図っていく。(観光地で真空パックした韮生米やおにぎりの配布等)

関係機関と連携して米粉を使ったパンの学校給食利用等、米の消費拡大を推進し、消費拡大による米農家の増加やそれに伴う休耕地、遊休農地の水田利用や、既存米農家の規模拡大といった好循環を目指していく。

農地の区画拡大等が困難な中山間地区においては、高収益が期待できるユズ等果樹への転換を図り、地域外より新たな担い手の確保を目指していく。

物部川南岸地区においては、農業用機械の導入、拡充等により集落営農組織の強化を図り、作業受委託の拡大や農業法人による農地の集積、規模拡大を推進していく。

中山間活動組織や多面的機能支払交付金活動組織により地域資源の保全管理を続けながら、地区の農地の貸借希望や耕作条件等を相談できる体制を構築し、地域外から担い手の受入れを推進していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	4	%	将来の目標とする集積率 5 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、59箇所、平均21a(令和6年度時点) 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用して、人・農地プラン中心経営体など担い手の団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
農地の貸付希望者に対し、機構への貸付けを促進し、担い手の意向を踏まえながら集約化を図っていく。
(3) 基盤整備事業への取組
地区基幹水路の取水口、排水口での通水、止水作業の省力化等が図れる基盤整備の実施を進めていく。 農業者や土地所有者の意向を把握しながら、農地の区画拡大や水路、農道等の長寿命化のための基盤整備事業の活用を進めていく。 農業用機械の搬入や高低差の解消、農作業車の通行改善等、作業の効率化が図れる基盤整備事業の活用を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
地区の農地の貸借希望や水利等の耕作条件を発信し、地域外から担い手の確保を進めていく。 農業用機械の導入、拡充等により集落営農組織の強化を図り、作業受委託の拡大を図る。 中山間活動組織、多面的機能支払交付金活動組織と連携しながら地域資源の保全管理に努めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業用機械の導入、拡充等により集落営農組織の強化を図り、作業受委託の拡大を推進していく。 中山間活動組織や多面的機能支払交付金活動組織で農作業が受託できるよう地域で育成し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	ユズ	0.7 ha	ha	ユズ	0.7 ha	ha	56	
認農	B	施設ニラ	0.1 ha	ha	施設ニラ	0.1 ha	ha	59	共同申請者: B'
認農	C	施設ニラ	1.1 ha	ha	施設ニラ	0.6 ha	ha	60	共同申請者: C'
認農	D	施設ニラ・露地ニラ	0.1 ha	ha	施設ニラ・露地ニラ	0.1 ha	ha	88	
認農	E	ユズ・ブシュカン・ギンナン・アジサイ	1.1 ha	ha	ユズ・ブシュカン・ギンナン・アジサイ	0.7 ha	ha	113	
認農	F	ユズ・水稻	0.3 ha	ha	ユズ・水稻	0.3 ha	ha	123	
認農	G	ユズ・ギンナン・タラを巻・ブルーベリー・番薯・梅干菜	0.6 ha	ha	ユズ・ギンナン・タラを巻・ブルーベリー・番薯・梅干菜	0.6 ha	ha	124	共同申請者: G'
認農	H	ユズ	0.2 ha	ha	ユズ	0.2 ha	ha	128	
認農	I	施設ニラ・露地ニラ・水稻	5.2 ha	ha	施設ニラ・露地ニラ・水稻	6.8 ha	ha	131	
認農	J	施設ニラ・露地ニラ・水稻	1.0 ha	ha	施設ニラ・露地ニラ・水稻	1.0 ha	ha	133	
認農	K	施設ニラ・露地ニラ	0.2 ha	ha	施設ニラ・露地ニラ	0.2 ha	ha	139	
認農	L	施設ニラ・露地ニラ・水稻	0.6 ha	ha	施設ニラ・露地ニラ・水稻	0.6 ha	ha	142	共同申請者: L'・L''
認農	M	施設ニラ・露地ニラ・水稻	0.4 ha	ha	施設ニラ・露地ニラ・水稻	0.4 ha	ha	143	共同申請者: M'・M''
認就	N	オオバ	0.3 ha	ha	オオバ	0.5 ha	ha	174	
			ha	ha		ha	ha		
計	14経営体		11.9 ha	0 ha		12.8 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	本田集落営農組合	育苗・耕起・代かき・畔塗り・田植え・防除・稲刈・脱穀・乾燥調整・梱積み	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。